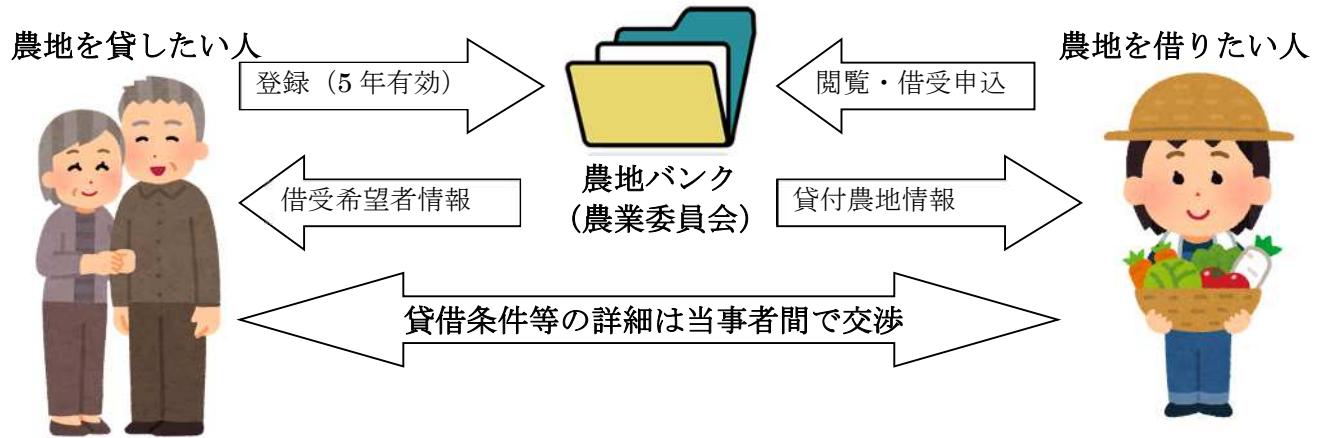




農地バンク制度は、農地の所有者が自身で管理できなくなった農地を登録していただき、借りたい人へ紹介して利用していただく制度です。なお、農地バンク制度の利用には条件がありますので、農地を貸したい人、借りたい人は農業委員会事務局までご相談ください。詳しくは裏面をご覧ください。

<農地バンク制度のイメージ図>



※新規に農業を始めるなどを検討している個人・法人の方は、手続きについて事前にご相談ください。

※農地バンク制度でご紹介するのは、農地の貸し借りのみで、売買の斡旋は行いません。

□農地を貸したい人

□貸付希望農地の登録

「農地バンク登録申請書」に必要事項を記入し、農業委員会事務局に提出してください。登録された翌年度の4月1日から5年間有効です。

□登録できる農地

市街化調整区域内の農地

□希望貸付料

ご希望の貸付金額を記入いただけますが、実際の金額は借受希望者と相談していただくことになります。

■農地を借りたい人

■農地の借受要件

- 1) 農家証明の発行要件のある農業者・農地所有適格法人・認定農業者等
- 2) 新規に農業を始めたい個人・法人

①農地を所有していないが一定の農業経験のある人

- ・農業高校・農業大学校等卒業者又は卒業する見込みのある人、農業研修施設等の修了者又は修了する見込みのある人、農家証明の発行要件を備えた者の下で2年以上農業に従事した人
- ・日進アグリスクール(家庭菜園コースに限る)修了生又は修了する見込みのある人

②農業への新規参入を希望する一般法人

- ・農地所有適格法人以外の法人で、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う農業に常時従事すると認められる法人

※新規に農業を始めたい個人・法人の方は、事前に農業委員会事務局にご相談ください。

■貸付農地の情報提供

「農地バンク借受申出書」の提出後、農地バンクに登録された農地の場所、面積、希望貸付料等の情報を提供します。新規に農業を始められる方は、併せて「新規就農計画書」をご提出いただいた上で提供となります。ご希望の農地が見つかれば、事務局が所有者へ連絡を入れます。その後に、貸借条件等を双方でご相談いただきます。

■貸借条件等

農地の所有者と貸借料や貸借期間等をご相談の上、決定していただきます。

☆共通事項

☆農地バンク制度を利用した農地の貸借は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権設定(年4回受付)により有効になります。※貸借期間が満了すると、貸借は自動的に解除されます。貸借を継続したい場合は、別途手続きが必要です。

☆農地所有適格法人以外の法人については、解除条件付の利用権設定となります。

※解除条件付利用権設定・・・借りた農地が管理不足となった場合は、貸借が解除されます。

お問合せ　日進市農業委員会事務局 (TEL : 0561-73-2197)